

日本サーフィン連盟青森支部質問書（平成20年2月18日）に対する回答

質問1 再処理工場から海へ放出する放射能については濃度の規制がないということを知りましたが、それは本当なのでしょうか？

質問2 質問1が本当なら、青森県では、なぜそれを規制しないのですか？青森県の海を放射能で汚されることが平気なのですか？

質問3 私たちサーファーはサーフィンをしている時に海水を飲んでしまうこともあります。しかも頻繁にサーフィンをすると鼻と目の間や耳に一時的にはありますが海水が溜まることがあります。このような現象により、サーファー本人や子どもたちに不具合が生じた場合は誰が責任をとってくれるのでしょうか？

答 原子力施設の安全規制については、設計、建設、運転の各段階において、国が法令に基づき一元的に行っていることから、六ヶ所再処理施設についても国が責任をもって安全確保の徹底を図るとともに、説明責任を果たしていくべきものです。

六ヶ所再処理工場からの放射性物質による影響は、国の安全審査において、年間約0.022ミリシーベルトと評価されています。これは、海水中など自然界に存在する放射性物質から私たちが日常的に受けている放射線の影響（世界平均で年間2.4ミリシーベルト）の1/100以下です。